

野田市成年後見制度利用支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年2月14日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第5号

野田市成年後見制度利用支援事業実施規則の一部を改正する規則

野田市成年後見制度利用支援事業実施規則（平成15年野田市規則第30号）の一部を次のように改正する

第3条第1項第2号中「第9条第1項」の次に「から第3項まで」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。